

令和元年10月7日

建設局公園緑化部
天王寺動物公園事務所
飼育管理課長 様

健康局健康推進部
動物管理センター所長

飼養動物の逸走について

標題の件について、貴施設に立入調査を実施したところ、動物の愛護及び管理に関する法律第七条第3項及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（環境省告示第20号）第2条八号、第3条二及び四号並びに第4条六号について、飼養及び管理方法に不備が認められたので、次のとおり指導する。

1 対象施設

(1) 事業所名称

大阪市天王寺動物園

(2) 飼養施設の所在地

大阪市天王寺区茶臼山町1-108

(3) 申請者氏名

大阪市長 松井 一郎

(4) 動物取扱責任者の氏名

市川 晴子

2 当該飼養動物の情報

(1) 種類：カリフォルニアアシカ

(2) 性別：メス

(3) 年齢：0歳3か月

3 調査目的

令和元年9月27日19時15分、天王寺動物園のカリフォルニアアシカのキュッキュが、同11時頃より行方不明となっているとの報道発表があった。飼養施設（アシカ池）の排水溝

カバーが外れていたとの情報があり、飼養及び管理方法を確認することを目的として調査を行った。

4 立入調査結果

令和元年9月30日に大阪市動物管理センター分室が立入調査したところ、アシカの飼養施設の排水溝の蓋が、重量はあるものの施錠構造やロック可能な構造にはなっておらず容易に外れる可能性があることが判明した。また、設備の保守点検及び飼養動物の頭数確認については、毎日、午前中の給餌時間に実施及び記録していることを確認した。

5 指導事項

- (1) 動物の逸走を防止するため、排水口の構造を改善する等飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて容易に外れないよう施錠設備を備えること、または同等の改善を図ること。
- (2) 飼養施設は突起物や穴等によって飼養動物が傷害等を受ける恐れがないような安全に配慮した構造及び材質を備えること、または同等の改善を図ること。
- (3) 飼養施設は管理する飼養動物の種類、習性、運動能力、飼養頭数に応じて、また、それらから想定される行動等を鑑み、動物の逸走を防止できる構造及び強度を備えるよう改善を図ること。
- (4) 飼養動物の管理について、担当職員数が管理すべき動物の種類または数に見合っていないと判断される場合は、担当職員を動物の飼養管理が十分に実施できるよう配置すること。
- (5) 施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、給餌時に加え終業時にも巡回を行うなど、適宜飼養及び保管する動物の数及び状態を確認すること。
- (6) 上記(1)～(5)の指導事項については、他の管理する飼養施設及び飼養動物に対しても準用すること。
- (7) アシカの逸走にかかる経緯、原因及び再発防止策等について改善報告書（未実施のものを含む）を提出すること。
- (8) 改善対策実施後、終了報告書を提出すること。